

平成18年6月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役社長 荻野和郎

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第55期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第55期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第55期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件（議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（26頁から37頁）に記載のとおりであります。）

第3号議案 退任取締役役に退職慰労金贈呈の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期、わが国においては、平成16年4月に実施された国立病院・国立大学の独立法人化をはじめ、医療費抑制を目的とする医療制度改革が進展し、医療機器業界においては厳しい経営環境が続きました。医療機関はさらなる医療の質の向上と経営の効率化を迫られ、グループ共同購入等の支出抑制を図っており、医療機器においても市場価格が低下する等、企業間の競争が一段と激化しました。また、平成16年7月に厚生労働省が一次救命措置のための自動体外式除細動器（AED [Automated External Defibrillator]）の使用を一般市民にも認めたとにより、新たにPAD（Public Access Defibrillation / 一般市民によるAEDを用いた除細動）市場が形成され、急速に普及が進みましたが、参入企業による競争も激化しました。

海外においては、欧米の大型企業が合併により勢力拡大を図る一方、アジア等の新興企業が商品力をつけ、低価格戦略で先進国市場に進出しており、価格競争が一層進みました。

当社グループはこのような状況下で、ユーザオリエンテッドな新商品を低コストでスピーディに開発・投入し、グループの総力を結集して販売し、シェアアップに注力しました。昨年度、経営基盤および経営体質の強化を図るため、平成18年度(2007年3月期)までの3カ年中期経営計画をスタートさせました。当期はその中間年度にあたり、国内では、グループ事業のさらなる効率化・最適化を図るため、昨年4月に心臓ペースメーカーの販売促進活動を行っていた子会社の事業を当社に統合し、循環器分野事業の一層の拡大・強化を図りました。また、ユーザ講習会・社員教育・研修の企画運営、グループ内の総務・厚生関連業務を行っていた子会社2社の事業を当社に統合し、経営管理の簡素化や業務の効率化を図りました。9月には医療機器・健康機器・コンピュータ等の他社製品を当社グループ各社に卸売販売・サービスを行っていた子会社1社を、グループ内で同種の事業を展開する部門と統合再編いたしました。海外では、米州、欧州、アジア州の3極体制を構築する一環として、海外販売網の強化整備を進め、10月に中東地域での販売を強化するために中東駐在員事務所をドバイに設立しました。

この結果、当期の売上高は前期比7.8%増の903億6千7百万円となりました。損益面では、人員増強や海外販売の伸長等による販管費の増加があったものの、増収効果や為替差益の寄与もあり、経常利益は前期比6.0%増の80億8千3百万円となりました。当期純利益は、前期の子会社清算に伴う税負担軽減の反動等から、前期比11.8%減の57億8千8百万円となりました。

第1表 企業集団の売上高・経常利益・当期純利益

区 分	前 期 (平成17年3月期)	当 期 (平成18年3月期)	前 期 比
売 上 高	83,807 ^{百万円}	90,367 ^{百万円}	107.8%
経 常 利 益	7,624	8,083	106.0
当 期 純 利 益	6,562	5,788	88.2

<市場別の状況>

国内市場においては、国立病院向け売り上げは独立法人化の影響により前期実績を若干下回りましたが、大学、私立病院、診療所向けは前期実績を上回りました。大学では、新築移転に伴う大口商談もあり、生体計測機器や生体情報モニタ、システムネットワーク商品が好調に推移しました。また、PAD市場を中心にAED型除細動器が好調に推移しました。この結果、国内売上高は前期比4.7%増の717億7千3百万円となりました。

海外市場においては、米州、欧州、アジア州の全地域で、脳神経系群や生体情報モニタ、除細動器が好調でした。この結果、海外売上高は米州77億3千2百万円、欧州46億3千3百万円、アジア州53億7千9百万円、その他の地域8億4千8百万円、合計では前期比21.8%増の185億9千3百万円となり、連結売上高に占める割合は20.6%となりました。

<商品別の状況>

「生体計測機器」では、全般的に好調に推移し、国内で心電計群や心臓カテーテル検査用ポリグラフ、海外では脳神経系群が好調でした。この結果、売上高は前期比14.2%増の154億7百万円となりました。新商品としては、心臓カテーテル検査装置のエンサイトEPワークステーションや携帯用の睡眠時無呼吸検査装置があります。

「生体情報モニタ」では、国内でテレメータモニタ等が好調に推移し、海外でもベッドサイドモニタを中心に全地域で好調でした。この結果、売上高は前期比11.9%増の188億3千8百万円となりました。新商品としては高機能ベッドサイドモニタやBIS (Bispectral Index) モニタがあります。

「治療機器」では、国内で医療施設・救急車向けの除細動器や、PAD市場を中心にAED型除細動器が好調に推移し、海外でも医療施設向けの除細動器が好調でした。この結果、売上高は前期比29.2%増の124億6千8百万円となりました。新商品としては、パイフェジックタイプ除細動器があります。

「医療用品」では、国内でカテーテル類やディスプレイ電極、センサ類の消耗品が好調で、修理・保守等も前期実績を上回りました。海外でも消耗品が好調でした。この結果、売上高は前期比5.1%増の276億6百万円となりました。新商品としては、PTCAカテーテルや血栓吸引カテーテルがあります。

「その他」では、国内で一般仕入商品が減少し、海外では血球計数器が前期実績を下回りました。この結果、売上高は前期比8.8%減の160億4千6百万円となりました。新商品としては、全自動血球計数器、免疫反応測定装置、病院業務支援システムがあります。

第2表 企業集団の商品群別売上高

区 分	売上高	前期比	構成比
生 体 計 測 機 器	15,407 ^{百万円}	114.2 [%]	17.1 [%]
生 体 情 報 モ ニ タ	18,838	111.9	20.8
治 療 機 器	12,468	129.2	13.8
医 療 用 品	27,606	105.1	30.5
そ の 他	16,046	91.2	17.8
合 計	90,367	107.8	100.0
う ち 海 外 売 上 高	18,593	121.8	20.6

(2) 企業集団が対処すべき課題

国内では医療制度改革が進展する中、本年4月には診療報酬の過去最大幅のマイナス改定、包括評価対象病院の拡大が実施される等、病院経営はさらなる医療の質の向上と効率化が求められており、医療機器業界の競争も熾烈さを増しています。海外ではM & Aにより巨大化する画像系企業や、アジア等の新興企業の進出によって競争激化が一層進んでいます。

このような当社グループを取り巻く医療環境の変化を踏まえ、さらに厳しさが増す競争に打ち勝ち成長するため、経営ビジョンとして掲げた『医用電子機器メーカーとしてのグローバルブランドを確立する』こと、そして『2009年度までに売上高1,000億円、経常利益100億円、海外売上高比率25%を目指す』ことの実現に向けて、現在、3カ年中期経営計画を推進しています。当計画の最終年度である平成18年度(2007年3月期)の目標は、売上高930億円、経常利益80億円、海外売上高比率20.5%としています。これまでの取り組みの集大成として、当計画の達成に全力を挙げてまいります。

商品戦略では、当社の基盤技術『ヒューマン・マシン・インターフェイス』であるセンサ技術や信号処理技術を強化し、商品の付加価値を高めグローバルな競争に打ち勝つ商品開発を強力に推進します。高度化する医療技術への対応として、本年4月に神戸医療機器開発センター内に開設した神戸研究室では産官学連携を深め、新医療技術の探索と開発に注力していきます。今般の診療報酬改定で電子化加算が新設され、成長が見込まれる病院のIT化に対応する医療情報システムについては、医療の質の向上、経営の効率化、医療機関の情報共有化に貢献する使い勝手の良い商品の提供を目指し、開発を進めていきます。これらの商品開発では開発スピードの迅速化とコストダウン、そして高品質を追求していきます。また、当社の技術、商品でカバーできないものは、世界のトップクラスの技術・商品を導入し、顧客のニーズに総合的に応えていきます。

国内販売戦略では、麻酔科を中心とした急性期病院市場、検査機器市場向けに病院IT化推進への対応として、臨床情報システムや診断情報システム等のシステムネットワーク商品を核に売上の拡大を目指します。また、診療所市場に対しては、新規開業支援ビジネスを確立し、販売強化を図ります。新たな市場として成長が見込まれるPAD(Public Access Defibrillation/一般市民によるAEDを用いた除細動)市場に

対しては、自動体外式除細動器（AED [Automated External Defibrillator]）の普及を促進し、シェアアップを目指します。医療機関の医療安全対策に対して、当社の保守・アフターサービス事業の強化や安全・品質管理体制の強化により顧客満足度を高めるサポートをさらに推進していきます。

海外販売戦略では、米州、欧州、アジア州の3極体制の構築に向け、直轄販売網と代理店網の整備を進めていきます。また、アフターサービス体制の強化やロジスティック体制の整備も行い、海外事業の拡大とグローバルブランドの浸透を図っていきます。海外での検体検査機器の設置台数増加に伴い、本年4月にイタリアに試薬工場を設立し、純正試薬の供給体制を整え、海外における検体検査ビジネスの拡大・強化を図ります。これらの日本を含めたグローバルな事業展開を支えるため、業務機構改革を進め、コストダウンの推進と生産体制の強化、納期の短縮等も図ります。

以上の諸課題に全力で取り組み、さらなる高収益体質の構築を目指します。

なお、商品開発体制の強化・充実を図るため、技術・開発部門を従来の西落合事業所に集約し、本社管理部門および営業関係部門を新設の東中野事業所に本年5月下旬から順次移転することとしています。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期は、総額13億3千6百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、金型、測定器、IT機器などの取得です。

(4) 企業集団の資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 52 期 (平成15年3月期)	第 53 期 (平成16年3月期)	第 54 期 (平成17年3月期)	第 55 期 (当期) (平成18年3月期)
売上高(百万円)	75,739	83,133	83,807	90,367
経常利益(百万円)	3,168	5,958	7,624	8,083
当期純利益(百万円)	2,082	3,678	6,562	5,788
1株当たり当期純利益(円)	45.26	80.90	145.21	128.56
総資産(百万円)	60,320	64,277	67,477	73,510
純資産(百万円)	30,801	34,459	40,122	45,540
1株当たり純資産(円)	688.03	769.37	902.66	1,025.40

- (注) 1. 第52期においては、国内および海外市場が好調に推移し増収増益となりました。
 2. 第53期においては、国内市場が好調だったことに加え、海外市場の売上が大幅に伸び、増収増益となりました。
 3. 第54期においては、海外市場が好調だったため、増収増益となりました。
 4. 第55期については、「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりです。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 52 期 (平成15年 3 月期)	第 53 期 (平成16年 3 月期)	第 54 期 (平成17年 3 月期)	第 55 期 (当 平成18年 3 月期)
売 上 高(百万円)	41,094	47,561	50,084	58,061
経 常 利 益(百万円)	2,417	4,181	6,027	7,346
当 期 純 利 益(百万円)	1,461	2,533	5,610	5,867
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	31.73	55.59	124.28	130.74
総 資 産(百万円)	49,404	52,380	57,984	66,444
純 資 産(百万円)	28,812	31,453	36,085	41,427
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	644.19	702.41	812.07	933.02

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに輸出入を主として行っています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波、心電図、血圧、呼吸などの生体現象を計測記録する機器（脳波計、誘発電位・筋電図検査装置、心電計、ポリグラフ、呼吸機能検査装置など）および診断情報システムなど
生 体 情 報 モ ニ タ	集中治療室、手術室、一般病棟等で、心電図、呼吸、S p O 2（動脈血酸素飽和度）、N I B P（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする装置（セントラルモニタ、ベッドサイドモニタなど）および臨床情報システムなど
治 療 機 器	除細動器、心臓ペースメーカー、人工呼吸器、患者加温システムなど
医 療 用 品	記録紙・電極・試薬などの消耗品、カテーテル、保守パーツなど
そ の 他	血球計数器、救急用伝送装置、携帯型救急モニタ、超音波診断装置、トランスなど

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

営業所：当社のほか、国内市場については販売子会社10社が、海外市場のうち北米、欧州市場については、販売子会社5社が、中国市場については合弁会社も販売しています。東南アジア市場についてはシンガポールの子会社が、また、韓国市場については韓国の子会社が販売促進活動を行っています。

工場：当社川本工場（埼玉県深谷市）
 日本光電富岡㈱（群馬県富岡市）
 ㈱光電エンジニアリング（埼玉県所沢市）
 上海光電医用電子儀器(有)（中国上海市）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 98,986,000株
 発行済株式の総数 45,765,490株
 株主の数 7,990名(前期末比2,367名増)
 大株主の状況（上位10名）

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	3,661	8.27		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,887	6.52		
株式会社埼玉りそな銀行	2,096	4.73		
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990	4.49		
富士通株式会社	1,063	2.40	18	0.00
メロンバンク エヌイー・アス エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユー・エス・ペンション	1,023	2.31		
荻野義夫	982	2.21		
日本興亜損害保険株式会社	974	2.20	24	0.00
日本生命保険相互会社（特別勘定年金口）	958	2.16		
株式会社三菱東京UFJ銀行	862	1.94		

- (注) 1. 当社は、㈱埼玉りそな銀行の持株会社である㈱りそなホールディングスの株式1,950株（出資比率0.01%）を保有しています。
 2. 当社は、㈱三菱東京UFJ銀行の持株会社である㈱三菱UFJフィナンシャル・グループの株式146株（出資比率0.00%）を保有しています。
 3. 当社は、自己株式1,439千株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。
 4. 上記株主の荻野義夫氏は、平成17年10月30日逝去されました。荻野義夫氏名義の株式は平成18年3月31日現在名義書換未了です。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

普通株式	33,013株	取得価額の総額	57,147千円
------	---------	---------	----------

処分株式

普通株式	1,415株	処分価額の総額	2,106千円
------	--------	---------	---------

決算期における保有株式

普通株式	1,439,613株
------	------------

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減
国内会社	2,634 [279] 名	+232 名
海外会社	349 [36]	+30
合 計	2,983 [315]	+262

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。

2. 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイム）の平均雇用人員です。

当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,033[61] 名	+178 名

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外からの出向受入者を含む。）です。

2. 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイム）の平均雇用人員です。

(6) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高 百万円	借入先が有する当社の株式		借 入 目 的
		持 株 数 千株	議決権比率 %	
株式会社埼玉りそな銀行	796	2,096	4.73	運転資金、関係会社貸付
株式会社三井住友銀行	224	200	0.45	"
株式会社三菱東京UFJ銀行	140	862	1.94	"
株式会社群馬銀行	140	279	0.63	"
株式会社みずほ銀行	72	251	0.56	"

(7) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
日本光電北海道株式会社	90百万円	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電東北株式会社	120百万円	100	"
日本光電東関東株式会社	125百万円	100	"
日本光電北関東株式会社	91百万円	100	"
日本光電東京株式会社	149百万円	100	"
日本光電南関東株式会社	97百万円	100	"
日本光電中部株式会社	140百万円	100	"
日本光電関西株式会社	202百万円	100	"
日本光電中四国株式会社	175百万円	100	"
日本光電九州株式会社	80百万円	100	"
日本光電アメリカ株式会社	4,741千米ドル	100	"
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500千ユーロ	100	"
日本光電フランス有限会社	400千ユーロ	(100)	"
日本光電イベリア有限会社	250千ユーロ	(100)	"
日本光電イタリア有限会社	25千ユーロ	(100)	"
日本光電シンガポール株式会社	100千Sドル	100	医 用 電 子 機 器 販 売 促 進
日本光電コリア株式会社	200百万ウォン	100	"
株式会社光電エンジニアリング	60百万円	100	医 用 電 子 機 器 製 造
日本光電富岡株式会社	496百万円	100	医用電子機器・トランスの製造、当社製品の保管・運送
上海光電医用電子儀器有限公司	5,145千米ドル	59	医 用 電 子 機 器 製 造 ・ 販 売
N K U S ラボ株式会社	500千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
メディネット光電医療軟件上海有限公司	250千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
日本光電サービス株式会社	480百万円	100	医用電子機器修理・保守および部品販売
日本光電企画センタ株式会社	20百万円	100	広報、宣伝、製品取扱説明書の企画制作
日本光電情報システム株式会社	80百万円	100	情報通信、情報処理システムの企画・開発およびコンサルティング

- (注) 1. 当社の議決権比率の()書きは、日本光電ヨーロッパ(株)の保有する議決権比率を示しています。
2. 上海光電医用電子儀器(株)については、出資比率を記載しています。

企業結合の経過

清算手続中でありました日本光電コルテック(株)、日本光電研修センタ(株)および日本光電総務(株)の3社は、それぞれ当期中に清算終了しました。

平成17年9月30日付で解散を決議した日本光電ウエルネス(株)は、平成18年3月27日付で清算終了しました。日本光電情報システム(株)は、平成18年3月31日付での解散を決議し、清算手続きを開始しました。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は25社です。平成17年6月30日付で持分法適用関連会社であるドレーグル光電(株)の株式を売却したため、持分法適用関連会社は(株)コンコルド電子工業の1社となりました。

連結決算の概要は、「1. 営業の概況」に記載のとおりです。

(8) 取締役および監査役

会社における地位および担当または主な職業	氏 名
代表取締役社長	荻野和郎
専務取締役 (営業・コンプライアンス担当)	中田秀明
専務取締役 (研究開発本部長)	鎗田勝
常務取締役 (総務・人事部長・IT・法務担当)	神原宏臣
常務取締役 (システム事業本部長)	鈴木文雄
常務取締役 (日本光電富岡株式会社代表取締役社長)	篠崎國雄
取締役 (品質管理本部長)	原澤栄志
取締役 (商品事業本部長)	杉山雅己
取締役 (事業本部長)	大野浩平
取締役 (海外事業本部長)	上平田利文
取締役 (経営企画室長)	赤羽武
取締役 (営業本部長)	土井治人
取締役 (経理部長)	白田憲司
常勤監査役	伊地知温威
常勤監査役	斉藤久
監査役	青木邦泰
監査役 (慶應義塾大学教授、弁護士)	加藤修

(注) 1. 上表 印の各氏は、平成17年6月29日開催の第54回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

2. 平成17年6月29日付で常務取締役鎗田勝氏は専務取締役に就任しました。

3. 当期中の退任取締役および退任監査役は次のとおりです。

(平成17年6月29日退任)

専務取締役 伊地知 温威

取締役 斉藤 久
常勤監査役 前川 重博
常勤監査役 原田 冬樹

4. 監査役のうち青木邦泰、加藤修の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	23百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	23百万円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と、証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、この金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

本営業報告書中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。
ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,463	流動負債	24,712
現金及び預金	6,928	買掛金	17,167
受取手形	262	短期借入金	1,422
売掛金	23,765	未払金	734
商製半製品	2,049	未払法人税等	1,991
原材料	3,196	未払費用	853
仕掛品	9	前受金	156
貯蔵品	91	預り金	2,008
短期貸付金	81	賞与引当金	368
前渡金	1	その他の	8
繰延税金資産	5,735	固定負債	304
未収入金	44	長期借入金	16
その他の	930	役員退職慰労金引当金	255
固定資産	7,737	繰延税金負債	32
有形固定資産	629		
建物	14,980	負債合計	25,016
構築物	5,943		
機械及び装置	2,061	(資本の部)	
車両運搬具	36	資本金	7,544
工具器具及び備品	235	資本剰余金	10,485
土地	17	資本準備金	10,482
建設仮勘定	1,302	その他資本剰余金	2
無形固定資産	2,008	自己株式処分差益	2
特許権	282	利益剰余金	22,819
電話加入権・施設利用権	255	利益準備金	1,149
ソフトウェア	1	任意積立金	15,360
投資その他の資産	18	別途積立金	15,360
投資有価証券	235	当期末処分利益	6,310
関係会社株式	8,781	その他有価証券評価差額金	1,592
関係会社出資金	4,627	自己株式	1,014
長期貸付金	2,300		
その他の	1,334	資本合計	41,427
貸倒引当金	27		
	871	負債及び資本合計	66,444
	380		
資産合計	66,444		

損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目		金 額
経常 損益 の 部	営業損益の部	百万円
	営業収益	58,061
	営業売上高	58,061
	営業費用	52,136
	売上原価	34,218
	販売費及び一般管理費	17,918
	営業利益	5,925
	営業外損益の部	
	営業外収益	1,532
	受取利息及び配当金	760
為替差益	437	
その他	334	
営業外費用	111	
支払利息	20	
その他	91	
経常利益		7,346
特別 損益 の 部	特別利益	483
	関連会社株式等売却益	164
	子会社清算益	131
	投資有価証券売却益	188
	特別損失	27
	社葬費用	27
税引前当期純利益		7,802
法人税、住民税及び事業税		2,450
法人税等調整額		515
当期純利益		5,867
前期繰越利益		1,019
中間配当額		576
当期未処分利益		6,310

貸借対照表および損益計算書の注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式... 移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの..... 期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定していません。)

時価のないもの..... 移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ(為替予約取引)は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は下記のとおりです。

商品・製品・半製品..... 総平均法

仕掛品..... 個別法

原材料・貯蔵品..... 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び車両運搬具 2～15年

無形固定資産

定額法によっています。

なお、ソフトウェアについては利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしています。

なお、当期末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用(43百万円)を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給相当額を計上しています。これは商法施行規則第43条に規定する引当金です。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

- (7) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (8) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりです。
ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建予定取引
ヘッジ方針
外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (10) 関係会社特例規定
関係会社に関する記載および注記は、商法施行規則第48条第1項の関係会社特例規定に基づいています。

2. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これによる損益への影響はありません。

3. 注記事項

(貸借対照表関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は、次のとおりです。
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 35,631百万円 |
| 短期金銭債務 | 8,643百万円 |
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額は11,417百万円です。
- (4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機一式ほかがあります。
- (5) 保証債務残高は540百万円です。
- (6) 商法施行規則第124条第3号に規定する増加純資産額は、1,592百万円です。

(損益計算書関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社との取引高は、次のとおりです。
- | | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 48,200百万円 |
| 仕入高 | 17,621百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 2,498百万円 |
- (3) 1株当たり当期純利益は130円74銭です。

利益処分案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	6,310,216,755 円
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 1 3 円)	576,236,401
役 員 賞 与 金 (うち 監 査 役 賞 与 金)	70,700,000 (6,900,000)
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	4,600,000,000
次 期 繰 越 利 益	1,063,280,354

- (注) 1. 平成17年12月10日に576,317,040円(1株につき13円)の中間配当を実施しました。
 2. 利益配当金は、自己株式1,439,613株の配当金を除いて計算しています。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

日本光電工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮崎敬之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 篠崎卓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人の独立性を確認し、会計監査人から随時報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊地知 温 威 ㊟

常勤監査役 斉 藤 久 ㊟

監 査 役 青 木 邦 泰 ㊟

監 査 役 加 藤 修 ㊟

(注) 監査役青木邦泰、加藤修の両氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,450	流動負債	27,296
現金及び預金	10,847	支払手形及び買掛金	17,349
受取手形及び売掛金	29,568	短期借入金	3,002
たな卸資産	14,082	未払金	672
繰延税金資産	3,009	未払法人税等	2,359
その他	1,064	未払費用	1,760
貸倒引当金	122	賞与引当金	1,067
固定資産	15,060	その他	1,084
有形固定資産	8,540	固定負債	336
建物及び構築物	2,914	長期借入金	16
機械装置及び運搬具	716	役員退職慰労金引当金	255
工具器具及び備品	2,126	繰延税金負債	44
土地	2,499	その他	19
建設仮勘定	283	負債合計	27,632
無形固定資産	698	(少数株主持分)	
投資その他の資産	5,821	少数株主持分	337
投資有価証券	4,680	(資本の部)	
繰延税金資産	23	資本金	7,544
その他	1,498	資本剰余金	10,485
貸倒引当金	380	利益剰余金	26,990
資産合計	73,510	その他有価証券評価差額金	1,596
		為替換算調整勘定	61
		自己株式	1,014
		資本合計	45,540
		負債、少数株主持分及び資本合計	73,510

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
高 上 売	90,367
原 上 売 価	47,407
総 上 売 利 益	42,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	35,545
営 業 利 益	7,414
営 業 外 収 益	938
受 取 利 息 及 び 配 当 金	89
為 替 差 益	416
そ の 他	432
営 業 外 費 用	269
支 払 利 息	69
そ の 他	199
経 常 利 益	8,083
特 別 利 益	204
投 資 有 価 証 券 売 却 益	190
関 連 会 社 株 式 等 売 却 益	13
特 別 損 失	27
社 葬 費 用	27
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,260
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,162
法 人 税 等 調 整 額	733
少 数 株 主 利 益	43
当 期 純 利 益	5,788

連結計算書類作成の基礎となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 25社

主要な連結子法人等

(国内)	日本光電東京(株)	
	日本光電関西(株)	
	日本光電富岡(株)	他12社
(海外)	日本光電アメリカ(株)	
	日本光電ヨーロッパ(有)	他8社

非連結子法人等はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1社

(国内) (株)コンコルド電子工業

持分法非適用関連会社はありません。

3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等のうち、上海光電医用電子儀器(有)およびメディネット光電医療軟件上海(有)の決算日は、12月31日ですが、連結決算日(3月31日)との差異が3ヵ月を超えていないため、連結に際しては、当該決算日の計算書類を使用し、かつ連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法、評価方法は主として次の方法によっています。

商品・製品・半製品：総平均法

仕掛品：個別法

原材料・貯蔵品：最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：当社および国内連結子法人等は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用し、海外連結子法人等は、主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

無形固定資産：定額法を採用しています。ソフトウェアについては利用可能期間(3～5年)による定額法を採用しています。

(4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金：従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しています。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の期間（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

なお、当連結会計年度末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用（56百万円）を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

役員退職慰労金引当金：役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当期末要支給相当額を計上しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、海外連結子法人等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分および資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象：外貨建予定取引

ヘッジ方針：外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

ヘッジの有効性評価の方法：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一であるので、有効性判定を省略しています。

(8) 連結子法人等の資産および負債の評価方法

連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(9) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生時に全額償却しています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(11) 連結計算書類の用語および様式

連結計算書類の用語または様式の記載については、商法施行規則第200条の規定に基づいています。

5. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これによる損益への影響はありません。

連結貸借対照表注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、16,068百万円です。
2. 受取手形割引高 944百万円
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書注記

1. 1株当たり当期純利益は、128円56銭です。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

日本光電工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮崎敬之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 篠崎卓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本光電工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月19日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊地知 温 威 ㊞

常勤監査役 斉 藤 久 ㊞

監査役 青 木 邦 泰 ㊞

監査役 加 藤 修 ㊞

(注) 監査役青木邦泰、加藤修の両氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

442,690個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第55期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（16頁）に記載のとおりであります。

利益の配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業発展に備えるための内部留保の充実に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、引き続き業績が順調に推移しましたので、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき13円とさせていただきますと存じます。これにより、年間配当金は6円増配の26円（中間配当金13円）となります。

当期の役員賞与金につきましては、当期の業績を勘案して期末時の取締役13名および監査役4名に対し、役員賞与金70,700,000円（うち監査役賞与金6,900,000円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めることで可能となる事項に関し、以下の変更を行うものであります。

単元未満株主の権利を明確にするため、変更案第10条を新設するものであります。

必要に応じて、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示できるようにするため、変更案第17条を新設するものであります。

必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第26条を新設するものであります。

社外監査役の招聘を容易にするために、社外監査役との間で責任を限定する旨の契約を締結できるよう、変更案第37条第2項を新設するものであります。

(2) 会社法の施行に合わせ、会社法の条文や文言に合わせるなど、次のとおり所要の変更を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項につき規定を新設、変更するものであります。（変更案第4条、同第7条および同第12条）

その他会社法の規定に合わせ、必要な規定の加除・修正、用語の変更等所要の手当てを加えるものであります。

(3) 取締役会決議によって、取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる制度を導入することにより、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、

変更案第29条および同第37条第1項を新設するものであります。なお、変更案第29条の新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (4) 現在4名以内となっている監査役の員数を5名以内とし、取締役の職務執行に対する監査体制の強化に対応するものであります。(変更案第30条)
- (5) その他この機会に、全般にわたり字句および構成の整理を行うとともに、上記の変更に伴い対応する条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線 で示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社の本店は、東京都新宿区に置く。	第3条 当社は、 <u>本店</u> を東京都新宿区に置く。
(新設)	<u>(機 関)</u>
	第4条 当社は、 <u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
(公告)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、 <u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(会社の発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、98,986千株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、98,986千株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録手続、単元未満株式の買取りおよび買増し<u>その他株式に関する手続ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録手続、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条 当会社の定時株主総会において、権利を行使すべき株主は、毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議により、予め公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。また臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p><u>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき代表取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会の定めた順序により、他の出席取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決める。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数によってこれを決める。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人をもって議決権を行使するときは、<u>その代理人は、当会社の議決権を有する株主であることを要する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社に<u>取締役は18名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>前項の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> 	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の<u>取締役は、18名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項の決定にあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日から3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で決定する。</u></p> <p>4. <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役は記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>5. <u>取締役会に関する事項については、特に法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会が定める取締役会規定による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(取締役会の招集通知)</u> <u>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>(取締役会規定)</u> <u>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p>
<p><u>(代表取締役)</u> <u>第21条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(取締役の報酬)</u> <u>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p><u>(取締役の報酬等)</u> <u>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> <u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第23条 当会社に監査役は<u>4名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>前項の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第26条 監査役会は、法令に定める事項のほか、<u>監査役の職務の執行に関する重要事項の協議あるいは決定にあたる。</u></p> <p>2. <u>監査役会を招集するには、各監査役に対して会日から3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役会の議事は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で決定する。</u></p> <p>4. <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役は記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>5. <u>監査役会に関する事項については、特に法令または定款に定めのあるもののほか、監査役会が定める監査役会規定による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第28条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(営業年度) 第29条 当社の <u>営業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</u>	(事業年度) 第38条 当社の <u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>
(利益配当) 第30条 <u>利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
(中間配当) 第31条 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に商法の規定による金銭の分配(中間配当という)を支払うことができる。</u>	(中間配当) 第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(配当金の除斥期間) 第32条 <u>利益配当金または中間配当金は、支払開始の日から起算して3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</u>	(配当金の除斥期間) 第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>
(附 則) 第25条の規定にかかわらず、平成15年6月に招集する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。	(削除)

第3号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件

取締役大野浩平氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
大 野 浩 平	平成14年6月 当社取締役就任(現在)

以 上

メモ欄

株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

1号館 4階ホール

電話 (03) 5996-8000(代表)

交通

都営大江戸線：落合南長崎駅下車 A1出口 徒歩約8分

西武新宿線：新井薬師前駅下車 南口 徒歩約15分

(駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願いいたします。)